

福訪協発第 14 号
平成 30 年 5 月 10 日

会 員 各 位

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

看護師の特定行為に係る研修制度に関する調査について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、標記の件につきまして、福岡県保健医療介護部医療指導課より別添のとおり協力依頼がございました。

本調査は、看護師の特定行為に係る研修制度の更なる普及を目的として、福岡県内の訪問看護ステーションを対象に下記のとおり実施されます。

つきましては、貴事業所におかれましても本件についてご了知いただき、本調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本調査票は福岡県保健医療介護部医療指導課より、直接貴事業所に送付されることを申し添えます。

記

調査対象 福岡県内の訪問看護ステーション 529 施設

回答方法 ①「ふくおか電子申請サービス:福岡県トップページ」にアクセスしてください。

(アドレス入力時は、<http://www.shinsei.elg-front.jp/fukuoka/navi/pref/>)

②「キーワード検索」欄で【特定行為】を検索し、手続ページをクリック

③「電子申請 (画面入力)」をクリックして、必要事項を入力して送信ください。

回答期限 平成 30 年 5 月 25 日 (金) まで

以上

<問合せ先>

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室 (担当: 福田)

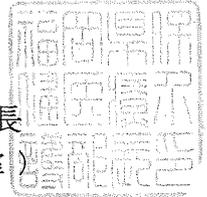
TEL 092-643-3276

FAX 092-643-3277

30医指第418号
平成30年5月7日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会長 松田 峻一良 殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医師・看護職員確保対策室)



看護師の特定行為に係る研修制度に関する調査について (依頼)

本県における看護行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記関係機関を対象に標記調査を実施しますので、よろしくお願ひします。

記

【 調査対象先 】

訪問看護ステーション

529施設

<問合せ先>

福岡県保健医療介護部医療指導課

医師・看護職員確保対策室 (担当: 福田)

TEL 092-643-3276

FAX 092-643-3277





公印省略

30医指第418号
平成30年5月10日

各訪問看護ステーション管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室長

看護師の特定行為に係る研修制度に関する調査について（依頼）

本県における看護行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、今後の特定行為研修の受講環境を整備していくための参考としますので、調査にご協力ください。

なお、調査の回答につきましては、管理者が回答していただきますようお願いいたします。御多忙のところ大変恐縮ですが、よろしく申し上げます。

記

1 回答方法

- ① 「ふくおか電子申請サービス：福岡県トップページ」にアクセスしてください。
（アドレス入力時は、<http://www.shinsei.elg-front.jp/fukuoka/navi/pref/>）
- ② 「キーワード検索」欄で【特定行為】を検索し、手続ページをクリック
- ③ 「電子申請（画面入力）」をクリックして、必要事項を入力して送信してください。

2 回答期限

平成30年5月25日（金）まで

<問合せ先>

福岡県保健医療介護部医療指導課
医師・看護職員確保対策室（担当：福田）
TEL 092-643-3276
FAX 092-643-3277

看護師の特定行為に係る研修制度に関する調査

平成30年度から看護師の特定行為研修を実施する研修機関として、県内の3施設が指定され、特定行為研修が開始されました。

特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を養成することを目的としているものです。本調査は、今後、受講環境を整備していくための参考としますので調査にご協力ください。

※特定行為研修とは・・・

医師が作成する「手順書」により38項目の「特定行為」が行える看護師を養成する研修

訪問看護ステーション名			
回答者氏名（職名）			
電話番号		メールアドレス	
看護師数（	名）	※常勤換算の人数を記入して下さい	

看護師の特定行為に係る研修制度についてお尋ねします。該当する番号を回答欄に記入してください。

1 特定行為を手順書により行う「特定行為研修制度についてご存知ですか。

<回答欄>

下記のうち該当する番号をご記入ください。

- ① 制度の内容について具体的に知っている
- ② 制度の内容について具体的には知らないが、法制化されたことは知っている
- ③ 制度の名称は聞いたことがある
- ④ 全く知らない

2 貴ステーションにとって特定行為研修制度は、必要だと思いますか。

- ① 必要である →4へお進みください
- ② 必要ではない →3へお進みください

3 2で②と回答した方にお尋ねします。「必要でない」理由をご記入ください。

[]

→調査は終了です。ご協力ありがとうございます。

4 2で①と回答した方にお尋ねします。貴ステーションにおける特定行為研修受講計画についてご記入ください。

- ① 1～3年のうちに受講することを検討している
- ② 今後検討する予定である
- ③ 今のところ受講の予定はない

5 特定行為研修を受講する場合、どの特定行為区分を希望されますか。次頁の【特定行為区分表】を参考に特定行為区分の番号をご記入してください。

--	--	--

6 特定行為研修の受講を検討するにあたり、支障となることはどのようなことですか。下記のうち該当する番号を2つまでご記入ください。

--	--

- ① 研修にかかる費用（入学金や受講料）の確保ができない
- ② 研修期間中に代替職員を雇用するための予算が確保できない
- ③ 代替職員となる人材を確保できない
- ④ その他（

7 実習は、受講生の所属施設が協力施設となり、実施することも可能です。貴ステーションにおいて協力施設となる意向がありますか。下記のうち該当する番号をご記入ください。

--

- ① 実習施設になることを検討している
- ② 具体的なスケジュールは立っていないが、検討する予定である
- ③ 今のところ予定はない
- ④ その他（

8 特定行為研修の受講促進のために希望することがあれば、ご記入ください。

--	--

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

【特定行為区分表】

番号	特定行為区分	特定行為区分に含まれる行為
1	呼吸器関連（気道確保に係る行為）	経口・経鼻気管挿管チューブの位置調節
2	呼吸器関連（人工呼吸療法に係る行為）	人工呼吸器モードの設定条件の変更
		人工呼吸管理下の鎮静管理
		人工呼吸器装着中の患者のウィーニングの実施
3	呼吸器関連（長期呼吸療法に係る行為）	NPPV（非侵襲的陽圧換気療法）モード設定条件の変更
4	動脈血液ガス分析関連	気管カニューレの交換
5	循環器関連	直接動脈穿刺による採血
		橈骨動脈ラインの確保
6	透析管理関連	「一時的ペースメーカー」の操作・管理
		「一時的ペースメーカーリード」の抜去
		PCPS（経皮的心肺補助装置）等補助循環の操作・管理
7	腹腔ドレーン管理関連	大動脈内バルーンパンピング離脱のための補助頻度の調整
8	胸腔ドレーン管理関連	急性血液浄化に係る透析・透析濾過装置の操作・管理
9	心嚢ドレーン管理関連	腹腔ドレーン抜去（腹腔穿刺後の抜針含む）
10	術後疼痛管理関連	胸腔ドレーン抜去
11	創部ドレーン管理関連	腹腔ドレーン低圧持続吸引中の吸引圧の設定・変更
12	創傷管理関連	心嚢ドレーン抜去
13	循環動態に係る薬剤投与関連	硬膜外チューブからの鎮痛剤の投与、投与量の調整
		創部ドレーン抜去
		褥瘡・慢性創傷における血流のない壊死組織の除去
		創傷の陰圧閉鎖療法の実施
		持続点滴投与中薬剤（降圧剤）の病態に応じた調整
14	血糖コントロールに係る薬剤投与関連	持続点滴投与中薬剤（カテコラミン）の病態に応じた調整
		持続点滴投与中薬剤（利尿剤）の病態に応じた調整
15	栄養・水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴投与中薬剤（K, Cl, Na）の病態に応じた調整
16	栄養に係るカテーテル管理関連（中心静脈カテーテル関連）	持続点滴投与中薬剤（糖質輸液、電解質輸液）の病態に応じた調整
17	栄養に係るカテーテル管理関連（PICC関連）	病態に応じたインスリン投与量の調整
18	精神・神経症状に係る薬剤投与関連	脱水の程度の判断と輸液による補正
		持続点滴投与中薬剤（高カロリー輸液）の病態に応じた調整
		中心静脈カテーテルの抜去
19	感染に係る薬剤投与関連	PICC（末梢静脈挿入式静脈カテーテル）挿入
20	皮膚損傷に係る薬剤投与関連	臨時薬剤（抗けいれん剤）の投与
		臨時薬剤（抗精神病薬）の投与
21	ろう孔管理関連	臨時薬剤（抗不安薬）の投与
		臨時薬剤（感染徴候時の薬剤）の投与